

○福岡武道館条例

昭和五十四年二月二十三日

福岡県条例第十号

(設置)

第一条 柔道、剣道等を通じて警察術科訓練の推進向上を図るとともに、県民にスポーツ活動の場を提供し、県民の心身の健康の保持増進に寄与するため、武道館を設置する。

2 武道館の名称、種類及び位置は、次のとおりとする。

名 称	種 類	位 置
福岡武道館	武道場	福岡市博多区
	弓道場	
	相撲場	
	体育館	

(利用の承認等)

第二条 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年福岡県条例第五号）第三条から第六条まで及び第九条の規定は、福岡武道館の利用の承認等について準用する。この場合において、第三条中「福岡県教育委員会」とあるのは「福岡県公安委員会」と、第四条第一項中「知事若しくは委員会から公の施設の管理に関し委任を受けた者」とあるのは「指定管理者」と、第六条第一号中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(職員)

第三条 福岡武道館に館長その他必要な職員を置く。

(指定管理者による管理)

第四条 福岡武道館の管理に関する業務のうち次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であって公安委員会が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- 一 福岡武道館の利用の許可に関する業務
- 二 福岡武道館の施設の維持及び保守に関する業務
- 三 前二号に掲げるもののほか、公安委員会が別に定める業務

(指定管理者の指定の手続)

第五条 指定管理者の指定を受けようとする者は、公安委員会規則で定める申請書に、次に掲げる書類を添えて、公安委員会に提出しなければならない。

- 一 事業計画書

二 前号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める書類

2 公安委員会は、前項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する者の中から福岡武道館の設置の目的を最も効果的に達成することができる者と認めた者を指定管理者として指定するものとする。

一 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。

二 事業計画の内容が、福岡武道館の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

三 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。

四 その他公安委員会が福岡武道館の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

3 公安委員会は、指定管理者の指定をしたとき、及び指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

(秘密保持義務)

第六条 指定管理者及び福岡武道館の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、福岡武道館の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定を取り消され、及び従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(利用料金)

第七条 指定管理者は、この条例の定めるところにより、利用料金の設定をするものとする。

2 指定管理者は、利用料金を定める場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

3 利用料金は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。

4 知事は、第二項の承認をしたときは、速やかに当該利用料金を公示するものとする。

5 指定管理者は、前各項の規定により承認を受けたときは、当該利用料金をその収入として収受するものとする。

6 指定管理者が利用料金の設定をしたときは、福岡武道館を利用する者は、利用料金を納付しなければならない。

7 指定管理者は、規則で定める場合に該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

8 既納の利用料金は、還付しない。ただし、規則で定める場合に該当するときは、その全部又

は一部を還付することができる。

(協議)

第八条 この条例に定めるもののほか、管理に要する経費その他必要な事項は、公安委員会と指定管理者が協議して定める。

(公安委員会規則への委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成元年福岡県条例第一五号)

この条例は、平成元年四月一日から施行する。

附 則 (平成四年福岡県条例第二四号)

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年福岡県条例第五二号)

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年福岡県条例第一〇号)

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年福岡県条例第七号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年福岡県条例第六三号)

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年福岡県条例第五号)

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

附 則 (令和6年福岡県条例第二八号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の福岡武道館条例（以下「新条例」という。）第五条第一項の規定による指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他の指定に関して必要な行為、利用料金の設定に関して必要な行為その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の

施行前においても、新条例第二条、第五条及び第七条から第九条までの規定の例により行うことができる。

別表（第七条関係）

区分				午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後六時から午後九時まで	午前九時から午後五時まで	午後一時から午後九時まで	午前九時から午後九時まで
武道場	占利用者が使用料を徴収しない場合	平日		一〇、五〇〇円	一四、〇〇〇円	一三、二〇〇円	二八、〇〇〇円	三〇、七〇〇円	四四、七〇〇円
			土・日・休日	一二、六〇〇円	一六、八〇〇円	一五、八四〇円	三三、六〇〇円	三六、八四〇円	五三、六四〇円
	利用者が入場料を徴収する場合	平日		三一、五〇〇円	四二、〇〇〇円	三九、六〇〇円	八四、〇〇〇円	九二、一〇〇円	一三四、一〇〇円
			土・日・休日	三七、八〇〇円	五〇、四〇〇円	四七、五二〇円	一〇〇、八〇〇円	一一〇、五二〇円	一六〇、九二〇円
	個人につき使用	小・中学生	九〇円						
		高校生	一三〇円						
		一般	二六〇円						
弓道場	占利用者が使用料を徴収	平日		二、七〇〇円	三、六〇〇円	三、三〇〇円	七、二〇〇円	七、八〇〇円	一一、四〇〇円
			土・日・休日	三、二四〇円	四、三二〇円	三、九六〇円	八、六四〇円	九、三六〇円	一三、六八〇円

相撲場	本場	占土表	しない場合							
			利用者が	平日	八、一〇〇円	一〇、八〇〇円	九、九〇〇円	二一、六〇〇円	二三、四〇〇円	三四、二〇〇円
			入場料を徴収する場合	土・日・休日	九、七二〇円	一二、九六〇円	一一、八八〇円	二五、九二〇円	二八、〇八〇円	四一、〇四〇円
			個人に使用	二時	小・中学生					
					九〇円					
				高校生	一三〇円					
				一般	二六〇円					
			利用者が	平日	一、二〇〇円	一、六〇〇円	一、五〇〇円	三、二〇〇円	三、五〇〇円	五、一〇〇円
			入場料を徴収しない場合	土・日・休日	一、四四〇円	一、九二〇円	一、八〇〇円	三、八四〇円	四、二〇〇円	六、一二〇円
			利用者が	平日	三、六〇〇円	四、八〇〇円	四、五〇〇円	九、六〇〇円	一〇、五〇〇円	一五、三〇〇円
			入場料を徴収する場合	土・日・休日	四、三二〇円	五、七六〇円	五、四〇〇円	一一、五二〇円	一二、六〇〇円	一八、三六〇円
			個人に使用	二時	小・中学生					
					九〇円					

	人	間に	高校生	一三〇円					
			一般	二六〇円					
	練習用土俵	占用使用	平日	一、二〇〇円	一、六〇〇円	一、五〇〇円	三、二〇〇円	三、五〇〇円	五、一〇〇円
			土・日・休日	一、四四〇円	一、九二〇円	一、八〇〇円	三、八四〇円	四、二〇〇円	六、一二〇円
	俵	個二時	小・中学生	九〇円					
		人間に	高校生	一三〇円					
		につき	一般	二六〇円					
	体育館	利用者が使用料を徴収しない場合	平日	三、六〇〇円	四、八〇〇円	四、五〇〇円	九、六〇〇円	一〇、五〇〇円	一五、三〇〇円
			土・日・休日	四、三二〇円	五、七六〇円	五、四〇〇円	一一、五二〇円	一二、六〇〇円	一八、三六〇円
		利用者が入場料を徴収する場合	平日	一〇、八〇〇円	一四、四〇〇円	一三、五〇〇円	二八、八〇〇円	三一、五〇〇円	四五、九〇〇円
			土・日・休日	一二、九六〇円	一七、二八〇円	一六、二〇〇円	三四、五六〇円	三七、八〇〇円	五五、〇八〇円
	個	二時	小・中学生	九〇円					
		人間に	高校生	一三〇円					
		につき	一般	二六〇円					

附属 施設	控室一（兼会議室）	一時間につき 二〇〇円
	控室二（兼会議室）	一時間につき 二〇〇円
	控室三（兼会議室）	一時間につき 二五〇円
	控室四（兼会議室）	一時間につき 二三〇円
	控室五（兼会議室）	一時間につき 一六〇円

備考

- 一 「占有使用」とは競技大会、講習会等において、施設を独占的に利用する場合を、「個人使用」とは占有使用以外の場合をいう。
- 二 「小・中学生」とは小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の児童及び中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）の生徒並びにこれらに準ずる者を、「高校生」とは高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒及びこれらに準ずる者をいい、「一般」とは、幼児、小・中学生及び高校生以外の者をいう。
- 三 「土・日・休日」とは土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を、「平日」とはこれら以外の日をいう。
- 四 この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の額は、規則で定める。
- 五 この表に掲げる利用時間を超えて武道場、弓道場、相撲場若しくは体育館を利用する場合又は武道場、弓道場、相撲場（練習用土俵に限る。）若しくは体育館の一部を占有使用する場合の額は、この表で定める額を基準として規則で定める。
- 六 武道場、弓道場、相撲場又は体育館を占有使用する場合において、特別な設備を設置して電気を使用するとき、又は冷暖房を使用するときは、この表に定める額に、規則で定める額を加算した額とする。